別表

対象施設	市交付基準	補助率	対象経費
特別養護老人ホーム	大阪府知事通知に	大阪府知事通知に	大阪府知事通知に
小規模多機能型居宅介護事業所	よる配分基準	よる補助率	よる対象経費

ただし、「大阪府知事通知による配分基準」「大阪府知事通知による対象経費」「大阪府知事通知による補助率」とは、「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱(大阪府地域医療介護総合確保基金事業)の制定について」の別紙「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱(大阪府地域医療介護総合確保基金事業)」別表3に定められている「2.配分基準」「3.補助率」「4.対象経費」とする。